

「みんなで作る右京の未来」

募集案内書



右京区まちづくり支援制度

支援事業募集

区民の皆さんの熱意あふれるまちづくり活動を応援します。

右京区では、区民の皆さんが、身近な地域を暮らしやすい魅力あふれるまちにしていくために、区民主体で取り組むまちづくり活動を支援します。

ただいま、平成17年度支援事業を募集しています。

1 対象となる事業

平成17年度（平成17年4月から18年3月まで）に右京区内で実施する次のいずれかに該当する事業です。ただし、平成17年6月末までに完了する事業は対象となりません。

（1）地域コミュニティの活性化につながる事業

（2）地域の課題の解決に向けた事業

（3）自然・歴史・文化・観光などの資源を生かした地域の魅力を高める事業

ただし、他の助成制度による助成を受けている事業、学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっている事業、政治・宗教・営利を目的とした事業は対象となりません。

2 対象となる団体

右京区内の身近な地域において活動を行う団体・グループです。

3 支援内容

右京区役所助成金は、支援対象となる経費の2分の1以内で上限は20万円、京都商工会議所右京区地域経済懇話会助成金は、右京区役所助成金の2分の1以内で上限は2万円、あわせて22万円が助成金の上限となります。

また、選考のうえ、2年を限度に支援することがあります。

4 選考方法

応募された団体・グループは、平成17年6月21日（火）に公開で開催する「右京区まちづくり円卓会議」に出席していただき、事業計画の内容について説明していただきます。この会議において選考を行い、支援する事業を決定します。

5 支援事業数

応募事業の中から選考して、5事業に支援する予定です。

6 応募方法

次の書類を右京区役所区民部総務課に提出してください（持参または郵送）。

提出書類 助成金交付申請書，事業計画書，事業予算書，団体・グループの活動状況について
団体・グループの役員名簿

の用紙は，区役所・出張所で配布しています。

7 応募締切

平成17年6月10日（金）必着



8 事業終了後の手続き

事業終了後，平成18年3月20日（月）までに所定の報告書を提出していただきます。

また，公開の活動報告会で事業の成果を発表していただきます。

（平成18年3月頃開催予定）

地域の皆さんによる次のような事業を支援します。（例示）

（1）地域コミュニティの活性化につながる事業

地域のかわら版の発行

商店街の空き店舗を利用した三世代交流会

（2）地域の課題の解決に向けた事業

学区の課題マップの作成

北部山間地域の活性化を考える取組

（3）自然・歴史・文化・観光などの資源を生かした地域の魅力を高める事業

観光ボランティアガイドの活動支援

映画文化を観光振興に生かす取組

応募にあたっては，この募集案内書に添付されている「右京区まちづくり支援制度 よくある質問集」をご覧ください。

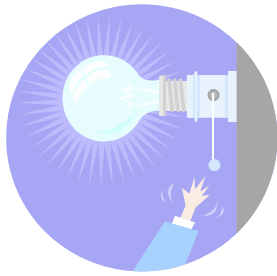
応募・問い合わせ先

右京区役所区民部総務課（TEL 861 - 1101 FAX 872 - 5048）

郵送の場合は，「〒616 - 8511 右京区役所区民部総務課」へ（住所不要）

主催 右京区役所・京都商工会議所右京区地域経済懇話会

協力 右京区まちづくり円卓会議



右京区まちづくり支援制度 よくある質問集

質問1 どうしてこのような支援をするのですか？

答え 「自分の住むまちを暮らしやすく、魅力あふれるまちにしたい」という思いは、だれもが持っているのではないのでしょうか。この支援制度は、そういった思いを区民の皆さんが共有して具体的に何かを始める時に、後押ししようとする制度です。

自分たちで話し合い、行動することは、地域での人々のつながりやまちに対する愛着を生み、魅力あるまちづくりにつながっていくはずです。

質問2 だれが支援をするのですか？

答え 右京区では、21世紀初頭の右京区のまちづくりの指針となる基本計画「右京来^{らいむ}夢らいと計画21」を平成13年1月に策定しました。この計画の推進のために設置された「右京区まちづくり円卓会議」において、区民主体のまちづくりの進め方を検討しています。その検討の中から、まちづくり支援制度が創設されました。

この制度については、京都商工会議所右京区地域経済懇話会からも支援を得て、共催事業として実施します。

質問3 どのような活動が支援を受けられるのですか？

答え 対象となる活動は、地域コミュニティの活性化、地域の課題解決への取組、地域の魅力アップのいずれかに該当し、区民の皆さんが自ら企画・運営をし、だれでも参加できる活動です。活動の内容は、小さな取組を継続して行うもの、取組の集大成として何かを作るもの、イベント的なものなど、さまざまな形が考えられます。

また、福祉、環境、子育て、防犯、交通、観光、文化など、地域に根ざしたまちづくり活動なら分野は自由です。

ただし、京都市、府、国等の公的機関から支援を受けているもの、学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっているもの、政治・宗教・営利を目的としたものは対象となりません。

質問4 だれが申し込んでもいいのですか？

答え ご近所同士や町内会、サークル、小学校区をはじめとした、身近な地域の皆さんにより結成され、活動している、または、これから活動しようとする団体・グループが対象です。活動する地域が右京区内であれば、区内に居住されていない方が団体・グループに加入されていてもかまいません。

応募時に団体・グループの役員名簿を、支援の決定後に団体・グループの規約を提出してください。

質問5 どのようにして支援事業を決めるのですか？

答え 応募事業は、公開で開催する右京区まちづくり円卓会議で事業計画の内容について説明していただきます。この会議で選考を行い、その意見を踏まえ支援事業を決定します。支援できる事業は5事業なので、応募事業が多数の場合、すべてに支援するというわけにはいきませんから、あらかじめご了承ください。選考にあたっては、応募事業の公益性、独自性や地域への波及効果、発展性などを見ていきます。

質問6 自己資金は必要ですか？

答え 自己資金は必要です。支援は、右京区役所助成金が支援対象となる経費の2分の1以内で上限は20万円、京都商工会議所右京区地域経済懇話会助成金が右京区役所助成金の2分の1以内で上限は2万円、あわせて22万円が助成金の上限となります。自己資金は、会費や参加者からの参加費など、各団体・グループで確保してください。

質問7 助成金の使い道は何でもいいのですか？

答え 助成金の使い道としては、会議費（コピー代・会場借料）、事務的経費（事務用品・切手代）、講師謝礼、材料費などの経費が考えられます。人件費や活動内容自体の委託費、飲食費や参加者記念品代は対象外です。

質問8 助成金の管理方法は？

答え 助成金の交付は原則として事業終了後ですが、普段から金銭出納簿などで管理するなど責任を持って取り扱ってください。事業終了後は、所定の報告書とともに収支決算書や領収書を提出していただきます。

質問9 助成金以外に何か応援してもらえるのですか？

答え 右京区役所では、皆さんの活動をできるだけ応援していきたいと考えています。支援の決定を受けた事業については、活動内容を市民しんぶん右京区版「うきょう」で紹介したり、右京区まちづくり円卓会議の会員による訪問等を行います。事業ポスターやチラシの区役所への設置、後援名義使用許可（希望者のみ）などの支援も可能です。また、平成18年3月には、皆さんに集まっていただき、公開の活動報告会を開催します。円卓会議の会員やグループ間での意見交換や交流を深める場にもしていきたいと考えています。

質問10 2年目以降はどうなるのですか？

答え 支援は1年単位で、2年目に支援を希望する場合は、再度応募していただき、審査を受けることとなります。なお、3年目以降は支援できませんので、各団体・グループで財源を確保していただき、活動を継続していただくこととなります。

この制度は、あくまでも皆さんが活動を行うきっかけとしての支援策ですので、会計的にもできるだけ自主運営ができるよう、初めから心がけることが大切です。